

業務指示書

アフリカ地域西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年4月8日 12時 まで

問合せ先： 調達部 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年4月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 共同企業体の結成を認める場合、業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

注2) 共同企業体の結成を認める場合、共同企業体の代表者の者は、共同企業体の代表者の者とします。

注3) 共同企業体の結成を認めます。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めません。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置を認めます。

【その他の業務従事者について】

() 次の項目については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に実行された調査参加コンサルタント

については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：回廊開発計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/回廊開発戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：回廊開発戦略に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 回廊インフラ整備計画／物流計画】

- 1) 類似業務の経験：インフラ整備計画／物流計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業開発計画／投資誘致】

- 1) 類似業務の経験：産業開発計画／投資誘致に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年4月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
 - () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
 - () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.206 円, US\$1 = 119.03 円, EUR1 = 134.68 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定され
た実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも
可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上とな
る場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属す
る年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサ
ルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合
計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差
が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最
も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/回廊開発戦略
回廊インフラ整備計画/物流計画
産業開発計画/投資誘致

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

27.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月14日(木)までにプロポー
ザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

アフリカ地域西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(28.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/回廊開発戦略	(28.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 回廊インフラ整備計画/物流計画	(11.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 産業開発計画/投資誘致	(11.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

我が国政府は2013年6月に横浜で開催されたTICAD Vにおいて、アフリカの経済成長と企業活動のアフリカ開発への参加・関与を後押しすべく、アフリカ10カ所で戦略的マスタープランを実施することを表明した。本プロジェクトはその一つとして位置付けられ、4か国（ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴ）に跨る3つの国際回廊（アビジャン-ワガドゥグ回廊、アクラ-ワガドゥグ回廊、ロメ-ワガドゥグ回廊）及び今後整備されるアビジャン-ラゴスハイウェイを西アフリカ成長リングと名付けて計画策定する。これらの回廊は、西アフリカの主要都市を結ぶ幹線道路であると同時に、内陸国にとっては物流上の動脈として機能している。3億人以上の人口を有する西アフリカ地域は、2013年には平均約7%の実質経済成長を果たしており、この経済成長は輸送需要に直接的に影響している。

しかしながら、同地域では高い輸送コスト、低い農業生産性及び高い労働賃金などの共通する課題を抱えており、雇用拡大、産業振興、経済成長の阻害要因となっている。特に、輸送コストについては、貧弱なハードインフラと非効率な国境通関・検問システム等の要因からアジアやラテンアメリカと比較して非常に高額（1.8～3.5倍）となっている。

そのため西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）委員会及びガーナ政府は、成長リング回廊地域における開発ポテンシャル及び回廊輸送におけるボトルネックを特定し、地域全体の物流インフラ整備や産業振興について既存計画を戦略的に見直し、かつ地域社会への負のインパクトを最小化することを目的とした地域開発戦略策定にかかる支援を我が国に要請した。

これを受けてJICAは、UEMOA委員会及びガーナ政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として2014年9月～12月に詳細計画策定調査を実施した。その結果に基づき、JICAはUEMOA委員会（2015年2月）及びガーナ政府（2015年3月）と本プロジェクトにかかる基本合意文書（Record of Discussions：以下、「R/D」という）にそれぞれ署名した。

本プロジェクトは、このR/Dに基づき、西アフリカ成長リングの戦略的な開発を通じた経済発展の促進に向けた地域開発戦略及び回廊開発計画を作成することを目的として実施する。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクトの目的

対象地域における開発ポテンシャル及び回廊輸送におけるボトルネックを特定し、沿岸部と内陸部のバランスある経済発展につながる地域開発戦略及び回廊開発計画を策定する。

（2）期待される成果

- ① 域内の開発計画及び各国家開発計画と整合のとれた地域開発戦略及び回廊開発計画が策定される。
- ② 域内外からの開発・投資を促進するために、各種セクターの産業ポテンシャル

及び回廊インフラに関する情報マップが整備される。

③ 回廊輸送に係る交通・物流量の現況及び予測データが整備される。

(3) 対象地域

主要対象国のブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴにおける西アフリカ成長リング沿線地域及びアビジャン-ラゴス回廊沿線地域

(注) アビジャン-ラゴス回廊は、AfDB の支援によりハイウェイ整備のフィージビリティ調査を実施予定のため、AfDB からの情報収集を中心にした調査を想定。

(4) 関係官庁・機関

次の 2 者を主たるカウンターパート (C/P) 機関とし、ステアリング委員会メンバーに含まれる関係国及び関連セクター省庁と十分に協力して実施する。

1) アフリカ経済通貨同盟委員会 (UEMOA : the Commission de l' Union Economique et Monétaire Ouest Africaine) 地域国土・運輸開発部 (DATC: Department de l' Aménagement du Territoire Communautaire et des Transports)

2) ガーナ国政府道路省 (MRH: Ministry of Roads and Highways)

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

1) UEMOA

- ・インフラ開発アドバイザー (2011~2015)
- ・貿易円滑化のための税関業務能力向上専門家 (2012-2015)
- ・貿易円滑化のための税関政策アドバイザー (2012-2015)

2) ガーナ

- ・国道 8 号線改修計画 (2009-)
- ・クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト (2011-2013)
- ・東部回廊架橋事業詳細設計調査 (2014-2015)
- ・テマ交差点改良計画準備調査 (2015-)

3) ブルキナファソ

- ・デジタル地形図作成プロジェクト (2012-2014)

4) コートジボワール

- ・大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト (~2015.3)
- ・アビジャン圏都市インフラ地理情報システム及びデジタル地形図作成プロジェクト (2013-2015)
- ・ソリブラ交差点改善計画準備調査 (2014-2015)
- ・海外投資振興アドバイザー (2014-2016)
- ・技術革新・普及に重点を置いた産業政策策定支援プロジェクト (2015-2017)
- ・農業政策アドバイザー (2013-2015)
- ・国産米振興プロジェクト (2013-2018)
- ・漁業政策アドバイザー (2013-2016)
- ・内水面養殖再興計画策定プロジェクト (2015-)

5) トーゴ

- ・デジタル地形図作成プロジェクト (2011-2013)

- ・ トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査（2012-2013）
- ・ カラ橋及びクモング橋建設計画（2015～）

3. 業務の目的

本業務は、対象地域において目標年次を2025年（中期）、2040年（長期）とした西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープランを策定するとともに、カウンターパート機関職員へ回廊開発計画策定にかかる技術移転を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が UEMOA 委員会及びガーナ政府とそれぞれ合意した R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえたうえで、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施する。

5. 実施方針および留意事項

(1) 戦略的マスタープラン策定のねらい

対象地域においては、各国政府や地域経済共同体が産業開発、回廊インフラ整備計画を策定し、計画の実施に取り組んでいる。本プロジェクトの対象回廊は地域の骨格をなす国際幹線に位置付けられるが、各国が個別に現況の運輸交通・物流需要の観点のみから回廊インフラ整備を計画しても事業性を見出し難い部分がある。これは、対象国の人口、経済・産業規模が比較的小さく、かつ沿岸部・首都に経済活動が偏在していることが一因と考えられる。その結果、特に内陸に延びる回廊インフラは貧弱な状態のまま内陸の産業開発は進まず、産業開発の目途がつかないために回廊インフラ投資に踏み切れないという状況が見られる。

そこで本プロジェクトは、長期的な地域開発戦略及び回廊開発計画の策定を通じ、対象地域における産業開発及び回廊インフラ整備への投資促進を狙いとする。

戦略的マスタープランは、地域開発戦略と回廊開発計画から構成され、策定の基本方針は以下のとおり。

戦略的マスタープランの構成	
1. 地域開発戦略	1) 地域開発ビジョン - 地域統合、共通市場化を見据えた長期的な地域社会・経済の姿 - 産業構造の成長イメージ - 域内/外との交易拡大シナリオ - 環境社会面の持続可能性・開発の包摂性 2) ビジョン実現へのロードマップ
2. 回廊開発計画	1) 地域における各回廊の機能・特性 2) 各回廊の開発シナリオ - 重点産業の立地・振興計画 - 回廊インフラ整備計画 - 優先プロジェクトリスト・プロファイル - 開発スケジュール

<戦略的マスタープラン策定の基本方針>

- ① 全く新規の開発プロジェクトを発掘することを主要な目的とするものではなく、既存の各セクター・地域の開発計画・プロジェクトに基づき策定する。
- ② 既存の開発計画・プロジェクトを、経済回廊という切り口から国境を超えた広域的、かつセクター横断的に俯瞰して回廊開発プログラムとして見たときの事業性を分析する。回廊沿線の産業ポテンシャル・成長拠点の開発に伴い発生する交通・物流量を想定し、それに見合う回廊インフラ整備を検討する。加えて主要製品の競争力を一層引き出し回廊開発の事業性を向上させる追加的なプロジェクト・施策を検討する。
- ③ 対象地域が長期的に目指す地域開発戦略の検討結果を踏まえて回廊開発シナリオを複数案作成し、比較検討の上で優先プロジェクトリストを含む回廊開発計画を取りまとめる。

(2) 回廊開発計画のコンセプト

本プロジェクトで策定する各回廊の開発計画は以下の点に留意する。

1) 広域的な視点

本プロジェクトの対象回廊は、主に内陸部と沿岸部を結び国境を超えて隣国・周辺国と接続する。UEMOA や ECOWAS 等の地域経済共同体が隣国との交易・物流を意識したインフラ整備を計画・実施する動きはあるものの、基本的に各国の産業、インフラ開発計画は国境までの検討に留まり、経済回廊により結ばれる周辺国の産業や市場との関係性まで十分考慮されていない。主要対象国を4か国とする本プロジェクトでは、①国境を超えて地域を結ぶ国際経済回廊という切り口で、回廊毎に運輸交通・物流の需給を広域的な視点から分析して事業性を検証する。また、②対象地域における回廊間の関係性（競合性、補完性）及び位置付けを地域回廊ネットワークという視点から検討し、各回廊の特性・機能・課題を分析する。③産業開発計画については国内から域内外へのバリューチェーン・市場拡大の可能性を広域的に検討することにより回廊沿線の産業ポテンシャル及びその開発に必要な回廊インフラを分析する。

産業ポテンシャルを検討する沿線の範囲は枝線による接続が現実的な範囲とするが、バリューチェーン（生産・加工・市場アクセス）と回廊の運輸交通・物流需要の検討には、内陸に位置する周辺国を目的地とする移動も含める必要がある。西アフリカ地域は現在の3億人規模から2035年には5億人まで人口増が見込まれ、将来の大きな統一市場を見据えたバリューチェーンと物流網の構築を検討に含める。

コンサルタントは、隣接国国境でのOD調査を含む現地調査の内容をプロポーザルにて提案すること。

2) セクター横断的な視点

大規模投資を必要とする回廊インフラ整備は、単独の産業からの収益だけでは回廊整備に事業性を見いだせないためにボトルネックが解消されず、産業ポテンシャルを活かせないケースがある。例えば対象地域においては、内陸部の鉱物資源ポテンシャル開発のための鉄道整備計画があるが、ある鉱山資源単独で鉄道整備の事業性が十分確保できるほどのポテンシャル規模ではないために、具体的な開発目途は立っていない。

そこで、本プロジェクトでは既存のセクター別開発計画を、回廊を軸にしたセクター横断的な視点からレビューすることにより回廊沿線での重層的な産業開発によるインフラ計画の事業性向上に着目する。回廊開発の事業性向上への寄与度はプロジェクトの優先度の検討項目に含める。

3) 回廊インフラの定義

回廊開発計画策定にあたり、回廊インフラには、単に旅客と貨物のための物的な輸送路だけでなく、エネルギー（精製油、天然ガス、電力）や情報の輸送路という意味を含める。さらに国際回廊特有の課題である通関制度や各国の運輸交通関連法制度の調和化などのソフトインフラも含めて広く経済活動を支えるものを回廊インフラとして、以下の通り定義する。

① 旅客・貨物輸送インフラ

- ・一般道路、高速道路
- ・鉄道（貨物輸送、旅客輸送）
- ・水運路（港湾、湖、河川、運河）
- ・航空路（空港）
- ・国境施設
- ・物流施設（トラックターミナル、ドライポート）

② エネルギー輸送インフラ

- ・送電線
- ・製品パイプライン（精製油）
- ・原油パイプライン
- ・ガスパイプライン

③ 情報輸送インフラ

- ・光ファイバー

④ ソフトインフラ

- ・CIQ（税関・出入国管理・検疫）
- ・荷揚港での関税・通関手数料、保税ボンド等の国際送金決済システム
- ・運輸交通関連法制度（軸重規制、回廊インフラの標準仕様等）

その他にも含めるべき事項があればプロポーザルで提案すること。

(3) プロジェクト実施体制

UEMOA 委員会及びガーナ政府からそれぞれの要請を受けた本プロジェクトは、UEMOA 側とガーナ側で実施体制を分割した形で実施することとしているが、国家を跨ぐ Sub-Regional な計画策定を含むことから、関係機関・各国政府のプロジェクト実施体制に留意しつつ、一つのプロジェクトとしての整合性に留意して計画を策定する。最終報告書は1セットに統合し、全地域をまとめた要約を作成する。実施体制は以下を想定。

① UEMOA 側 (UEMOA 委員会及び加盟3国(ブルキナファソ、コートジボワール、トーゴ) で構成)

- ・ Joint Steering Committee (JSC) : 大臣級の合同ステアリング委員会
- ・ Joint Technical and Monitoring Committee (JTMC)-Regional : 局長級の技術レベル合同委員会
- ・ JTMC-National : 各国に設置される局長級の技術レベル委員会

② ガーナ側（単独）

- ・ Steering Committee (SC) : 大臣級からなるステアリング委員会
- ・ Technical Committee (TC) : 局長級からなる技術レベル委員会

UEMOA 側、ガーナ側分割実施体制下での調査留意事項

1) 国家間協議の方法の検討

本プロジェクトは国家を跨ぐ計画の検討（例えばガーナ東部回廊のブルキナファソ国境接続地点や地域内の電力開発・送電網計画等）が含まれ、特に UEMOA 側と非 UEMOA 圏のガーナ間は、国家を跨ぐ計画の議論・調整の枠組みが必要である。既存の枠組み（例えば OSBP は UEMOA、電力は WAPP/ECOWAS など）の活用や、適当な既存枠組みが無い分野・プロジェクトがあれば、新たな協議・調整枠組みを提案する。

なお、当該地域で並立している 2 つの地域経済共同体（ECOWAS、UEMOA）と日本側の協調・調整を行うための枠組みとして、2015 年 4 月に第 1 回 ECOWAS-UEMOA-JICA 技術レベル会合の開催が予定されており、将来は同枠組みを活用する可能性も有り得る。

2) プロジェクト期間中の UEMOA 側とガーナの合同協議

プロジェクト期間中には、JTMC(局長級の技術レベル合同協議)の場を兼ねて 2015 年 11 月頃に本邦研修を開催し UEMOA 委員会及び加盟 3 国並びにガーナ政府からそれぞれ 4 名ずつの参加を企画する。プロジェクト関係者が日本で一堂に会する機会となるため、インセプションレポートの説明だけでなく、地域開発ビジョン案及び地域間協議の場の設定方法についても議題に含め、可能な限り関係各国・機関の間での基本認識を擦り合わせる機会として活用する。

この研修あるいは UEMOA 側、ガーナ側が別々に開催する委員会において、国家間協議の方法について具体的なアイデアが出され、関係国と UEMOA 委員会が主体的に開催を調整・企画・予算措置できる場合には、JSC/SC・JTMC/TC の開催方法の変更や、特定プロジェクトの関係国・機関を一堂に集める会合が設けられることが望まれる。

(4) 目標年次と地域開発ビジョン

本プロジェクトでは、2025 年を中期、2040 年を長期目標年次とする。長期目標年次となる 25 年後のグランドビジョンを描くにあたっては、経済成長と購買力向上を受けて現地生産・消費が始まりつつある近年の産業経済動向から、超長期的には 30~40 年先までを見据えた地域社会の姿まで幅広く検討したうえで、短期的、中期的、長期的に地域として何をを目指すのかという地域開発ビジョンを提案する。この地域開発ビジョンは、西アフリカ地域で UEMOA や ECOWAS が目指す地域の姿との整合性及び各国との意見調整にも留意して描く必要がある。

(5) 実施段階を見据えた合意形成

本プロジェクトのスコープは、UEMOA 側、ガーナ側のステアリング委員会にて最終報告書が委員会承認されるところまでであり、プロジェクト終了後に期待される成果は、同報告書が UEMOA 委員会及び加盟 3 国並びにガーナ政府により承認され、計画が事業化されることである。

UEMOA 委員会では、本プロジェクト終了後に各種政策と同様の承認プロセスを経て、事業実施につなげる方針であり、JSC 委員構成は同承認プロセスを円滑にするという観点から提案されたものである。

UEMOA による既存の承認プロセスは、UEMOA 委員会での承認（UEMOA 局長レベル→官房長レベル→理事レベル→総裁）を経て、3 か月毎に開催する UEMOA 閣議（Council Ministerial Meeting：各国経済財政大臣がメンバー）と進み最終的な承認を取得する。同承認後、UEMOA 委員会は加盟各国に最終報告書を正式に配布し、各国による計画実施につながる。

最終報告書提出後に円滑かつ速やかに総裁承認が得られるように、本プロジェクト実施中には各国内での JSC 担当のセクター省庁のみならず、UEMOA 閣議メンバーである各国経済財政省との情報共有・意見交換も行うように留意する。

（6）戦略的環境アセスメント

本業務においては、戦略的環境影響評価（Strategic Environmental Assessment：SEA）の考え方を導入する。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

対象国および UEMOA 委員会の SEA 関連法制度の整備状況は一律ではないものの、基本的に国によって検討・影響評価プロセスを変えるわけではなく、標準的な手法で進めることとする。対象 4 か国と UEMOA 委員会のうち、現時点で SEA を最も厳格に実施しているガーナ政府のプロセスを満足するように調査を進めればよく、同国の定めるセクターレベル（Sector level）SEA の minimum requirements を満たすように調査を進めることとする。

また本プロジェクトは「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）上、カテゴリ B に分類されており、同ガイドラインの要件を満たす必要がある。

以上の点を踏まえ、コンサルタントは、マスタープラン策定段階にふさわしい効果的な SEA の方針や技術手法、そして広い地域を対象に効率的に実施する手法・内容・スケジュールについて理由や考え方とともにプロポーザルで提案すること。

（7）TICAD V 戦略的マスタープランとしての期待

戦略的マスタープランはその成果によってアフリカへの民間投資を促進することが期待されていることを踏まえ、プロジェクトの各段階で本邦企業や現地企業との意見交換を実施することや、企業にとってニーズの高い情報を収集すること、また、本プロジェクト終盤に開催する国際セミナーや広報ツールを活用してプロジェクト内容を広く効果的に周知する。

（8）効率的な調査工程の立案

本プロジェクトは広い地域とセクターを対象とするが、網羅的な調査とゼロからの計画策定を行うものではない。本プロジェクトの実施においては、対象地域に存在する多くの既往調査、資料を最大限活用するとともに、限られた期間と投入を有効に使う効率的な調査工程を設計することが求められる。

(9) 対象地域に関する政治日程

2015年10月にはブルキナファソとコートジボワールで、2016年12月にはガーナで大統領選挙が開催されることに留意し、選挙日程・新体制構築期間が本プロジェクトの実施工程に与える影響を最小限にできる工程を検討する。

6. 業務の内容

上記5. 実施方針および留意事項に基づき、戦略的マスタープラン策定は次の手順に沿って進める。

- ① 既存計画（上位計画、セクター開発計画、回廊インフラ整備計画）のレビュー
- ② 既存計画に基づく産業ポテンシャルのマッピング及び産業開発状況（開発の制約要因を含む）の分析
- ③ 回廊インフラ整備の現況及び今後の整備計画の確認
- ④ 地域開発ビジョンの検討
- ⑤ 既存の産業開発計画及び回廊インフラ整備計画に基づく回廊開発の事業性分析
- ⑥ 産業ポテンシャルの開発に伴い発生する交通・物流量の想定と回廊インフラ整備計画の需給バランス分析
- ⑦ 回廊開発シナリオの比較検討
- ⑧ 地域開発戦略及び回廊開発計画からなる戦略的マスタープラン策定

(1) 事前準備（国内作業）

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査結果及び収集資料、既存の調査レポートなどの情報、データを整理、分析、検討する。効率的に調査を進められるように事前準備段階から豊富な既存資料を十分に活用して回廊毎の産業開発計画/現況及び回廊インフラ整備計画/現況のマッピングや地域開発ビジョンの検討材料を用意し、詳細な調査内容・手法及びスケジュールを作成する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

(2) インセプションレポート（IC/R）の説明・協議等

IC/R を実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。実施機関が強い関心を持っている詳細な調査内容・手法の説明と共に、戦略的マスタープラン策定のコンセプトを十分理解してもらうことが求められる。また、R/D で確認されている先方実施機関との責任の分担関係やプロジェクト運営体制について確認を行う。

本プロジェクトは複数の国・機関と多くのセクターが関与し、カウンターパートが多岐にわたることから、説明の進め方は次の点に留意する。

1) 各国別説明

T/C (Technical Committee) (ガーナ)、JTMC-National (Joint Technical and Monitoring Committee) (UEMOA 加盟 3 国) 及び UEMOA 委員会との協議を別々に開催し、IC/R の説明・協議を行う。これら各国の技術レベル (局長級) との協議が一巡した段階で、必要に応じ IC/R を修正する。

2) JTMC-Regional (第 1 回を本邦研修中に開催) での合同協議

第 1 次現地調査後の 2015 年 11 月上旬を予定する本邦研修の機会を利用し、JTMC-Regional メンバー (UEMOA 側) で合同協議を行う。主な論点は IC/R で提案する調査方法の確認及び第 1 次現地調査中に各国で個別協議する地域開発ビジョン案を想定。合同協議結果を踏まえて IC/R を更新・補強する。可能な限りガーナ側参加者も含めて地域開発ビジョンや今後の合同協議のあり方について共同で議論するように配慮する。

3) IC/R の承認取付

上記協議を経て、大臣級委員からなる S/C (Steering Committee) (ガーナ)、JSC (Joint Steering Committee) (UEMOA 側) を開催し、IC/R の承認を得る。第 1 回 JSC は、JICA 事務所 (トーゴは世銀のロメ事務所を借用する予定) を接続して TV 会議方式による開催を想定。

(3) 既往の上位計画のレビューと地域開発ビジョンの検討

1) 対象回廊及び沿線地域に求められる役割の整理

地域経済共同体 (UEMOA、ECOWAS 等) が策定し、対象回廊が含まれる地域開発計画、経済統合計画などの上位計画をレビューする。また、対象国及び内陸に位置する周辺国の国家開発計画をレビューし、西アフリカ地域における対象の各回廊と沿線地域に期待される機能、役割を整理する。

2) 既存の上位計画に即した地域開発ビジョン案の検討

既存の各種上位計画に基づき、目標年次 (2025 年及び 2040 年) における対象地域のあり方、域内外との経済的な結びつき、地域連結性を支えるインフラ整備状況を含む地域開発ビジョン案を作成する。既往計画では十分に具体化されていない長期的に目指す地域社会のイメージは、例えば東南アジア、欧州、南米の事例を参考に、段階的な産業構造の発展、域内外市場との交易の変化について対象国別に作成し、産業立地及び運輸交通・物流の役割の変化とその時期を検討する。

なお、地域開発ビジョンの検討は、まず各国の開発ビジョンについて個別に議論を行ったうえで、UEMOA 側は合同委員会の場にて関係国間での調整を図ることとする。ガーナを含めた総合的な地域開発ビジョンの摺合せの機会については「ECOWAS-UEMOA-JICA 技術レベル会合」の協議枠組み等の利用を可能な範囲で検討する。

(4) 対象地域の社会経済の現状把握及び産業開発計画のレビュー

1) 関連資料・情報の収集・整理

対象国政府・機関が策定した、産業開発計画、開発プログラム、開発プロジェ

クト、既存調査等について、以下を含めて情報収集・整理する。

- a) 行政組織・制度等（行政機構、法制度、財政等）
- b) 自然条件（気象、水（河川等）、地形・地質、土壌、植生等）
- c) 土地利用、土地所有形態等
- d) 社会（人口動態・人口分布、所得水準、社会構造、雇用、住民組織、社会サービス等）
- e) 農業、水産業、畜産業、林業とそのバリューチェーン
- f) 地域経済（小規模を含めた製造業動向、商業、サービス業、流通業、農産品加工業、ビジネス環境、企業向け金融等）とそのバリューチェーン
- g) 投資（地域間及び地域内の貿易状況、投資状況、投資環境等）
- h) 民間事業者による開発プロジェクト（分野、規模、事業主体など）
- i) 鉱物・エネルギー資源
- j) 観光業
- k) 情報通信・科学産業
- l) 水資源（気象データ、水文データ、水資源モニタリングシステム、河川・湖沼、流域等）
- m) 水利用（水管理施設、灌漑、都市給水・村落給水、産業用水等）
- n) 都市計画
- o) 人的資源（教育、職業訓練等）
- p) 環境社会配慮制度（別途詳述）

なお、人口動態・人口分布、地域経済、投資等の基礎データは周辺国を含む西アフリカ地域全体を対象として把握することに努め、広域圏及び各国経済で担う役割を整理する。

2) 既存関連政策・制度の分析・整理

地域開発分野、運輸交通分野、都市計画分野、建築分野、環境分野、経済・投資分野を中心に、関連法制度を収集・整理し、本調査の成果の位置づけを明確化する。

3) 関係機関・組織の役割・業務の分析・整理

上述の関連セクター担当機関等の組織体制、業務内容、業務実績、予算（インフラ整備や産業開発関連財源の確認を含む）等の情報を収集・整理する。併せて、主要なカウンターパート機関の地域開発業務担当部局の行政能力のキャパシティを分析する。

4) 産業ポテンシャルの確認とマッピングの充実

地形図データを入手し、対象地域の大まかな産業分布・産業関連のマッピングを充実させる。回廊インフラとの関係から、産業の位置、発生物流規模、加工及び消費地の想定を含むバリューチェーン、段階的な開発シナリオに留意してマッピングに反映させる。また、土地利用状況を俯瞰し、概況をとりまとめる。

5) 産業開発の現状と開発制約要因、開発促進要因の分析

産業ポテンシャルの開発状況について、計画の進捗度合及びバリューチェーンを調査し、開発制約要因と促進要因を分析する。

(5) 社会経済フレームワークの設定

対象各国の経済・人口規模は個々に見ると大きくはないが、西アフリカ成長リング地域の人口は1億人、西アフリカ地域全体では3億人、2035年には約5億人まで増加が見込まれている。各国あるいは地域・都市の人口動態、経済予測、開発計画を参照し、目標年次の社会経済フレームワークを設定する。

また、国・都市人口及び経済規模の予測に基づき、重力モデルを用いて目標年次における交通・物流量の規模を予測する。

(6) 既往の産業開発計画に求められる回廊インフラの整理

既往の産業開発計画が成立するための必要条件となる回廊インフラのスペック及び整備スケジュールについて、国境を跨いだ広域的かつセクター横断的な観点から整理する。具体的には、①運ぶモノ、②規模（物量）、③質（迅速性、定時性、コールドチェーンなど）、④区間（OD）、⑤物流施設（ハードインフラ：ドライポート、トラックターミナルなど）、⑥物流関連制度（ソフトインフラ：通関手続き、行政システムなど）について、回廊毎にとりまとめる。

(7) 回廊インフラ整備計画のレビュー及び現状把握

1) 回廊インフラの現状調査

既往調査、回廊診断結果（UEMOA派遣の関税分野専門家による調査結果。ワガドゥグ-ロメ回廊（2014年2月調査済）、ワガドゥグ-アビジャン回廊（2015年3月調査済）、ワガドゥグ-テマ回廊（2015年5月調査予定））をレビューすると共に現地調査により、各回廊がカバーする圏域、提供する交通モード、容量、質（迅速性、信頼性等）を確認すると共に、越境交通・物流に関するソフトインフラ（国内および地域内法制度の確認、行政手続きの調和化と情報技術導入による通関手続きの効率・迅速化、非関税障壁、物流業界の課題、公衆衛生、安全、ジェンダー配慮）について現況を確認する。

2) 既往の回廊インフラ整備計画のレビュー及び各回廊の特性・機能の分析

既存の回廊インフラ整備計画をレビューし、ハードインフラ（運輸、通信、電力）及びソフト面（通関やロードバリア等）の整備・改善に係るプロジェクトリストをマッピングする。あわせて各国政府及び、世界銀行、AfDB、AFD等の他ドナーが実施する関連プロジェクト（回廊開発、地域開発、運輸・交通にかかる社会基盤施設整備）の情報を収集し、整備状況、今後の整備計画を確認する。

また、対象地域及び各国内における回廊間の関係性（競合性、補完性）を分析し、各回廊の特性・機能・課題を抽出する。例えば、ガーナの東部回廊計画はガーナ国内では中央回廊との機能分担、地域的にはトーゴのロメ回廊をはじめとする内陸に延びる回廊との競合・補完関係が生じることが考えられ、物流・交通需要予測への反映や、回廊開発計画策定の留意点として整理する。

3) OD 調査実施

対象地域においては、道路における断面交通量や港湾での取扱貨物量、鉄道輸送量などは把握されているが、品目別のOD（出発地と目的地）や時間変動は把握されていないため、港湾や道路断面でのOD調査を実施する必要がある。あ

わせて物流上の課題である過積載実態調査及び故障貨物車調査（原因、車齢）も行うこととする。そこで別紙 1 のとおり、各回廊の越境地点における貨物流動の現状把握及び需要予測のために交通調査及び貨物 OD 調査を実施する。調査計画にあたっては、既往調査結果を最大限活用し、本プロジェクトによる調査実施分を最小化できるように努めること。なお、本調査は現地再委託を認める。

4) 物流・交通需要予測

物流は季節変動が著しいため、短期間での調査で全体を把握するためには、税関による輸出入データ（年月日、品目、税関、目的地、重量、金額、利用交通手段等が明らかとなる）を基本としたマクロ的分析と、OD 調査を基本としたミクロ的分析を組み合わせて物流 OD 表を作成することが必要となる。また今回の調査では、回廊の整備インパクトを把握するために、回廊の整備状況（時間、コスト等を指標とする）により、回廊選択が促進されるモデルを作成する。需要予測の手順としては以下のステップを想定する。

Step 1: 発生集中交通量の予測（重量ベース・主要品目別）

Step 2: 分布交通量の予測（重量ベース・主要品目別）

Step 3: 配分交通量の予測（各回廊への配分）

Step 4: 年平均日交通量及び台数ベースへの変換

5) 既存の回廊インフラ整備計画のとりまとめ

以上の調査結果に基づき、各回廊の特性・機能・課題を整理すると共に、現行計画に基づくハード及びソフトインフラの整備シナリオを整理し、マッピングする。

(8) 既存の産業開発計画と回廊インフラ整備計画の照合分析

1) 既存の産業開発計画及び回廊インフラ整備計画の事業性分析

回廊沿線の産業開発に伴い発生する総物流需要と回廊インフラ整備により提供可能となる物流容量を比較し物流の需給バランスを確認する。

また主要な産業ポテンシャル毎に想定市場までの輸送コストについて回廊インフラ整備がもたらす変化を分析し産業競争力を評価する。

さらに産業開発に不可欠な電力、水資源、都市環境の整備水準を検討する。また民間投資を前提とする場合はインセンティブとなる制度設計・関連インフラ整備等の参入条件を検討する。

以上の分析に基づき、産業開発・回廊インフラ整備の事業性を確保するために最適な計画の組合せを検討する。

2) 回廊開発計画の基本方針の検討

回廊開発計画の事業性を確保するための必要条件となる、開発優先度の高い産業ポテンシャル及び回廊インフラを特定すると共に、最適な資金調達・運営主体を検討し、民間参入等を前提とする場合はその参入条件を挙げる。

加えて、回廊開発計画の事業性向上に寄与する追加提案として、産業ポテンシャルや回廊インフラの性能を一層引き出す施策をハード・ソフト両面から検討する（例えば、マルチモーダルミックスによる物流システムの構築、国際輸送回廊としての統一仕様の作成等）。

さらに、長期的な地域開発ビジョンの実現を促進する戦略的なインフラ整備計画や施策について検討する。

3) 資金協力候補案件の早期検討

産業開発・回廊インフラ整備計画のうち、日本政府に対して資金協力要請があるもの及び明らかに優先度が高い計画に関しては、本プロジェクトの早期の段階から案件形成を想定した基礎的な情報収集・検討を行う。

既に無償資金協力の要請書が提出されているワガドゥグの環状線改修計画は、必要性、想定事業規模について基礎的な検討を行う。

追加的にプレ F/S 等の調査の必要性が認められるものがあつた場合には、契約変更にて対応する。

(9) 企業のニーズ確認とマスタープランへの反映検討

1) 本邦企業のニーズ確認

本プロジェクトに関心のある企業またはすでに現地に進出済みの企業をピックアップし、個別ニーズのヒアリングを行う。

また、JICA が紹介する本邦企業団体を通じて情報収集・ニーズ確認を行う。

2) 企業ニーズの調査内容への反映

本邦企業のニーズ確認結果から本調査に取り入れるべき調査項目をリストアップの上、JICA に報告し、調査への取り入れの可否を JICA と相談の上、決定する。外務省・JICA が実施する企業団体との協議等の結果に応じて追加調査の必要が生じた場合も含め、現段階で想定されていない調査内容であるものの、調査の必要性が認められるものがあつた場合には契約変更にて対応する。

3) 日本国内で開催される協議会等への協力

日本国内において、戦略的マスタープランに関する協議会やセミナーが開催される場合には、出席や発表（資料作成含む）に協力する。

(10) 戦略的環境アセスメント

本プロジェクトは環境カテゴリ B となっている。

戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

主な調査項目は、以下のとおり。

- ① 政策、計画等の目的・目標の検討
- ② 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ③ 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- ④ スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生

活区域及び経済社会状況等)の確認

⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ・「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
- ・関係機関の概要

⑦ 影響の予測

⑧ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPPレベル)

⑨ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

⑩ モニタリング方法の検討

⑪ ステークホルダーの選定

⑫ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

ステークホルダー協議は、スコーピング案及びアセスメントの段階で対象各国にて開催する。開催方法は関連SEA制度を踏まえ、カウンターパート機関と相談の上で計画し、参加者には市民社会も含めて選定する。

(1.1) インテリムレポート(IT/R)の作成・協議

以上の内容をIT/Rに取りまとめる。説明は次の手順で行うことを想定。

1) 各国別説明

T/C(ガーナ)、JTMC-National(UEMOA加盟3国)及びUEMOA委員会との協議を開催し、IT/Rの説明・協議を行う。これら各国の技術レベル(局長級)との協議が一巡した段階で、必要に応じIT/Rを修正する。

2) JTMC-Regional(UEMOA委員会がホストして開催)での合同協議

UEMOA側はJTMC-Regionalメンバーが一堂に会して合同協議を行う。本合同協議開催にかかるカウンターパートの費用はUEMOA委員会が負担し、参加者数は予算に応じて定める。

3) IT/Rの承認取付

上記協議を経て、ガーナにおいてはS/Cを開催しIT/Rの承認を得る。UEMOA側のJSCは必要に応じて開催することとしており、開催の場合はTV会議方式による開催を想定。

(1.2) 回廊別開発シナリオ作成と比較検討

1) 回廊別の開発シナリオ案の作成

IT/Rに係る協議結果に基づき、回廊別の開発シナリオ案を作成する。

地域開発ビジョン、社会経済フレームワーク、地域/国家開発上の各回廊の位置付けに基づき、産業開発計画と回廊インフラ整備計画からなる開発シナリオを各回廊別に作成する。

2) 開発シナリオ案の比較検討

回廊毎の開発シナリオ案について、地域開発ビジョンや国家開発計画との整合性、戦略的環境アセスメントの観点などの評価項目を設定し、比較検討を行う。

(13) 戦略的マスタープラン案のとりまとめ

地域開発戦略と回廊開発計画から構成される戦略的マスタープランをとりまとめる。

(14) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R) の作成・協議

開発シナリオの比較検討結果及び戦略的マスタープラン案を含む調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、次の手順で内容を最終化する。

1) 各国別説明

T/C (ガーナ)、JTMC-National (UEMOA 加盟 3 国) 及び UEMOA 委員会との協議を開催し、DF/R の説明・協議を行う。これら各国の技術レベル (局長級) との協議が一巡した段階で、必要に応じ DF/R を修正する。

2) ガーナ側 (S/C での承認取付)

S/C を開催し DF/R の承認を得る。

3) UEMOA 側 (JTMC-Regiona での協議及び JSC での承認取付)

国際セミナーの開催にあたり、JICA 側ホストにより対象各国及び UEMOA 委員会からそれぞれ 10 名を招待する機会を利用し、国際セミナー開催前に JTMC-Regional 及び JSC を順に開催し、DF/R の JSC 承認を得る。

(15) 国際セミナーの開催

対象地域のステークホルダーやドナー関係者に対して調査成果の周知・活用が図られるよう、国際セミナーを UEMOA 側、ガーナと合同でドラフト・ファイナルレポートの段階に開催する。開催地はコートジボワール・アビジャンとし、セミナーの参加者は 200 名程度の規模を想定する。開催費用 (会場借上げ費・資料作成費、各国政府及び UEMOA 委員会のカウンターパートそれぞれ 10 名分の交通費及び三泊四日の日当宿泊費 (合計 50 名: ただしコートジボワール政府は日当のみ)) は本見積もりに含めることとする。

(16) 技術移転 (本邦研修を含む)

日々の業務、ワークショップ等を通じて技術移転を行う。また、本業務にかかる研修として本邦研修を 1 回実施する。

本邦研修は、地域開発にかかる研修を合計 20 名 (対象 4 各国及び UEMOA 委員会から 4 名ずつ) で 10 日間程度の規模で実施する。2015 年 11 月頃の実施を想定し、研修内容はカウンターパート機関と協議の上、確定する。なお、本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン (2015 年 4 月改正版)」に基づき実施する。なお本経費は本見積にて計上すること。

(17) 広報

1) 広報ツールの作成

プロジェクト概要や成果をわかりやすく伝えるための広報ツールを、IT/R 作成時及び国際セミナー開催時にそれぞれ作成する。広報ツールはパンフレットを作成することとする。なお、制作にあたっては現地再委託を認める。

2) プレスリリースの発信

委員会開催（IC/R、IT/R、DF/R 提出時）等の機会を捉え、プレスリリースをカウンターパート及び JICA 事務所と発信し、広報に努めること。

3) 対象地域で開催されるセミナー等での情報発信

対象地域において他ドナー・組織が回廊開発に関連するセミナーを開催する機会には、出席や発表に協力する。

(18) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府・機関への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

UEMOA 側とガーナ側の報告書は分割して提出することも可能。ただし、ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートは UEMOA 側とガーナ側を一セットに統合し双方の計画を束ねた要約版を作成する。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、詳細な調査内容・手法、作業工程、要員計画、既存調査のレビュー結果等

提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内

部数：

【UEMOA】英文 10 部、仏文 40 部、CD-R 4 枚

【ガーナ】英文 20 部、CD-R 1 枚

【JICA】英文 6 部、仏文 6 部、CD-R 1 枚

2) プログレスレポート（インセプションレポート改訂版として）

記載事項：現地調査結果（既存計画及び現地調査結果に基づく産業開発ポテンシャル及び回廊インフラ整備計画、開発制約要因、社会経済フレームワーク案）、地域開発ビジョン案

提出時期：調査開始 6 ヶ月後を目処

部数：

【UEMOA】英文 10 部、仏文 40 部、CD-R 4 枚

【ガーナ】英文 20 部、CD-R 1 枚

【JICA】英文 6 部、仏文 6 部、CD-R 1 枚

3) インテリムレポート

記載事項：現状分析結果（既存の産業開発計画と回廊インフラ整備計画の事業性分析、回廊開発計画の基本方針を含む）

提出時期：調査開始 9 ヶ月後を目処

部数：

【UEMOA】英文 10 部、仏文 40 部、CD-R 4 枚

【ガーナ】英文 20 部、CD-R 1 枚

【JICA】英文 6 部、仏文 6 部、CD-R 1 枚

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：地域開発戦略案、回廊開発計画案

提出時期：調査開始 14 ヶ月後を目処

部数：

【UEMOA】英文 10 部、仏文 40 部、CD-R 4 枚（要約編を含む）

【ガーナ】英文 20 部、CD-R 1 枚（要約編を含む）

【JICA】英文 6 部、仏文 6 部、CD-R 1 枚（要約編を含む）、要約編和文 6 部

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（産業ポテンシャル及び回廊インフラに関する情報マップ、回廊輸送に係る交通・物流量の現況及び予測データを含む）

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対する UEMOA 側及びガーナ側コメント提出から 2 ヶ月以内

部数：

【UEMOA】英文 10 部、仏文 40 部、CD-R 4 枚（要約編を含む）

【ガーナ】英文 20 部、CD-R 1 枚（要約編を含む）

【JICA】英文 10 部、仏文 10 部、CD-R 1 枚（要約編を含む）、要約編和文 10 部、CD-R 1 枚

(2) 報告書作成にかかる留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、最終報告書は製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

(3) 主要な報告書以外の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。

2) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後 10 日以内
部数：和文 5 部（簡易製本）

3) プロジェクト活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに提出する。

(4) 広報用資料

1) パンフレット

調査の概要を取りまとめた広報資料(A4 4-8 枚程度)を 2 種類作成し、JICA に提出する。内容については、写真、図説等を用いて、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。作成にあたっては、事前に原稿を JICA に提出及び説明のうえ、内容の了承を得るものとする。

提出時期：IT/R 提出時及び国際セミナー開催時

部数：IT/R 提出時・国際セミナー開催時ともにそれぞれ和文 100 部、英文 300 部、仏文 300 部、電子データ(PDF)

(5) 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

(6) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状態、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を取め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1 枚（デジタル画像 50 枚程度/jpeg ファイル形式）

(7) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に JICA に提出する。

(8) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

業務フローチャート

業務人月表

研修員受入れ実績

調査用資機材実績（引渡リスト含む）

合同調整委員会議事録等

その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文3部（簡易製本）

別紙1：再委託調査事項

1. 交通実態調査の実施方法

対象となる4か国の国内交通、国内発着の輸出入、各国を通過するトランジット交通、クロスボーダー交通の把握を目的として交通実態調査を実施する。

2. 交通実態調査地点の選定

交通量調査地点は、1)越境地点、2)想定されるゾーン区域堺、3)重要な物流施設ゲート、4)メインの国際回廊及びサブ回廊となり得る重要支線、等の観点から設定する。既往調査の「中西部アフリカ内陸国及び周辺主要国際港湾所在国を結ぶ国際回廊の交通における基礎情報収集・確認調査」では5か所/国、「トーゴロジスティック回廊開発・整備計画策定調査」では16か所/国で実施されている。前者は西アフリカ地域8か国を対象とした調査であったため、調査は国境及び港湾を中心に行われ、後者はトーゴ国内及び国境を対象としたため調査箇所数が多い。今回の調査はトーゴにおける調査と同程度の精度で実施することとし、16か所/国を目安として考える。既往調査が新しいトーゴでは全ての更新は不要とするなど、効果的な調査地点の設定を提案すること。

3. 調査体系および調査内容

実施する調査は、①断面交通量調査、②路側OD調査の2つとする。鉄道貨物や湖上貨物に関しては、頻度が少ないことが明らかであり、そのデータに関しては関係機関からの入手が期待できることから本調査では実施しない。

(1) 断面交通量調査

- ・調査期間：平日1日間、休日1日間（24時間/日）
- ・調査地点：50～60か所程度（※路側OD調査と同じ地点）
- ・調査項目：24時間交通量（時間帯別、車種別、方向別）

(2) 路側OD調査

- ・調査期間：平日1日間（16時間/日）
- ・調査地点：50～60か所程度（断面交通量調査と同じ地点）
- ・調査対象：乗用車・タクシー・バスの旅客、貨物車の運転手
- ・車種区分：二輪車、乗用車、バス、小型トラック、普通トラック、トレーラーの6分類
- ・調査項目：調査時間、車種、トリップの発着地のほか、旅客については、乗車人員数、住所、トリップの目的、貨物車については、品目、積載量、積載率、車齢
- ・目標サンプリング率：20%以上

※自動車を一時的に路側に停止させ、調査員がドライバーに対して直接インタビューを行う。自動車を止める必要があることから、管轄官庁及び警察への依頼要請、夜間調査も含むため確実なセキュリティ体制を整えることが必須。

4. その他

その他の必要な調査として、①軸重調査、②故障車状況調査、③輸送業者インタビュー調査などが考えられるが、これらは直営で実施することを想定する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2015年5月より業務を開始し、2015年10月中旬を目途にプログレスレポート、2016年2月上旬を目途にインテリムレポートを提出する。2016年7月までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2016年11月までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：82.0 M/M（通訳を除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

本プロジェクトには、下記に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な団員配置、担当分野があれば、上記業務量の目途で示されたM/Mを上限に、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- A) 総括/回廊開発戦略（1号）
- B) 回廊インフラ整備計画/物流計画（2号）
- C) 産業開発計画/投資誘致（2号）
- D) 社会経済分析/地域統合政策分析
- E) 農業・アグリビジネス計画
- F) 水産畜産業計画
- G) 鉱物・エネルギー資源開発計画
- H) 道路計画
- I) 鉄道計画
- J) 水運・港湾計画
- K) 航空・空港計画
- L) パイプライン計画
- M) 情報通信インフラ・産業計画
- N) 都市計画
- O) 電力計画
- P) 水資源開発計画
- Q) 戦略的環境アセスメント
- R) 社会配慮/業務調整
- S) 通訳（日⇄仏）

3. 相手国の便宜供与

- ① UEMOA 委員会及びガーナ政府のカウンターパート
ブルキナファソ、コートジボワール、トーゴの各国政府のカウンターパートの配置は UEMOA が各国政府と調整する。
- ② UEMOA 委員会（ワガドゥグ）及びガーナ政府（アクラ）でのオフィススペース（電気・水など含む）
- ③ UEMOA 及びガーナのプロジェクトに関連する必要なデータ
ブルキナファソ、コートジボワール、トーゴにおけるデータ提供協力は UEMOA が各国政府と調整する。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

（1）配布資料

- ① 詳細計画策定結果
- ② 基本合意文書（Record of Discussions : R/D）

（2）閲覧資料：

詳細計画策定調査時の収集資料（リストは詳細計画策定調査結果に添付）は、JICA 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ（eigge@jica.go.jp）において閲覧可能。

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

交通実態調査について、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その他、現地再委託が必要な場合は、プロポーザルにて提案する。なお本経費は本見積にて計上すること。

7. 安全管理

各対象国の JICA 事務所が作成する安全対策マニュアルにかかる事項を順守する。

8. その他の留意事項

（1）複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出につ

いても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

カウンターパートの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のカウンターパート機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をカウンターパートに支給することが出来る。支出可否については契約交渉時または契約締結後、JICAに相談の上、必要に応じ、契約金額への計上または契約変更等に対応することとする。プロポーザル見積書における本経費の計上は不要とする。

なお、精算には証拠書類を必要とする。

- ① プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- ② 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- ③ 当機構が事前に承認していること
- ④ カウンターパート機関からの申請書を取り付けていること

(3) JICA 事務所への報告

本業務は複数国を対象とするため、現地調査時には JICA ブルキナファソ事務所、コートジボワール事務所（トーゴを兼轄）、ガーナ事務所にそれぞれ報告を行うこと。

(4) 通訳の配置

本業務において、通訳団員（日⇄仏）に加え、現地通訳（英⇄仏）の備上も認める。ただし、特に通訳団員（日⇄仏）については、重要文書の作成や難易度の高い交渉が必要になる場合等、必要最低限の配置とする。なお本経費は本見積にて計上すること。

以上

(参考) プロジェクトサイト

西アフリカ成長リング

